

1. 公的年金等の所得の計算方法

所得金額がマイナスの場合は0円となります。

生年月日	公的年金等収入金額（A）	公的年金等所得金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額の範囲		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
昭和34年1月2日以後に生まれた人 (65歳未満)	1円～1,299,999円	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
昭和34年1月1日以前に生まれた人 (65歳以上)	1円～3,299,999円	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

2. 給与所得の計算方法

収入金額（A）	所得金額	
550,999円以下	0円	
551,000円～1,618,999円	A - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	A ÷ 4 = B (千円未満切り捨て)	B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円		B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円	

※ 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合（給与だけ計算の時点） 【上限15万円】
ア. 本人が特別障害者に該当する
イ. 年齢23歳未満の扶養親族がいる
ウ. 特別障害者である同一生計配偶者か扶養親族がいる

(給与等の収入額 ※ - 850万円) × 10%
※ 給与収入1,000万円を超える場合は1,000万円

(2) 給与所得及び公的年金等に対する雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合（確定申告の時点） 【上限10万円】

給与所得控除後の給与等の金額 + 公的年金等に係る雑所得の金額 - 10万円
(給与所得・年金所得それぞれ上限10万円)

まず(1)を控除した後、(2)を控除する場合もあります。

3. 配偶者控除・配偶者特別控除

区分	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除 (昭和28年1月1日以前生)	48万円以下	一般 33万円	22万円	11万円
		老人 38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	対象外	対象外	対象外

4. 調整控除

個々の人的控除の適用状況に応じて、所得税と町民税・県民税の人的控除額の差額を調整する控除です。

課税総所得金額が200万円以下の場合	次の1,2のいずれか少ない金額の5%（町民税3%・県民税2%）を控除 1 所得税と町県民税の人的控除額の差の合計額 2 課税総所得金額
課税総所得金額が200万円超の場合	〔所得税と町県民税の人的控除の差の合計額 - (課税総所得金額 - 200万円)〕の5%（町民税3%・県民税2%）を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

合計所得金額が2,500万円超の場合 対象外

人的控除額の差一覧				
所得控除の種類	所得税	住民税	差額	
障害者控除	一般の障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
同居特別障害者加算	35万円	23万円	12万円	
寡婦控除	27万円	26万円	1万円	
ひとり親控除	父	35万円	30万円	1万円
	母	35万円	30万円	5万円
勤労学生控除	27万円	26万円	1万円	

配偶者の区分		納税義務者の合計所得金額	所得税	住民税	差額
配偶者控除	一般配偶者	900万円以下	38万円	33万円	5万円
		950万円以下	26万円	22万円	4万円
	1,000万円以下	13万円	11万円	2万円	
老人配偶者(70歳以上)	900万円以下	48万円	38万円	10万円	
	950万円以下	32万円	26万円	6万円	
	1,000万円以下	16万円	13万円	3万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額48万円超50万円未満	900万円以下	38万円	33万円	5万円
		950万円以下	26万円	22万円	4万円
		1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	配偶者の合計所得金額50万円以上55万円未満	900万円以下	38万円	33万円	3万円
		950万円以下	26万円	22万円	2万円
		1,000万円以下	13万円	11万円	1万円

扶養控除	一般扶養		38万円	33万円	5万円
	特定扶養		63万円	45万円	18万円
老人扶養(70歳以上)	同居老親以外	48万円	38万円	10万円	
		同居老親等	58万円	45万円	13万円
基礎控除(3段階)	2,400万円以下		48万円	43万円	5万円
	2,450万円以下		32万円	29万円	3万円
	2,500万円以下		16万円	15万円	1万円

※ 調整控除は、所得税と住民税の控除差による負担増が発生しないように設けられたものです。「※」の部分は、税制改正で控除差が原因により負担増になるわけではないので、改正前の控除差が適用されます。

5. 税額控除

税額控除には、配当控除、所得税から控除しきれなかった住宅借入金特別税額控除、香附金税額控除及び外国税額控除があります。

令和6年度 町民税・県民税申告の手引き

町民税・県民税の申告相談につきましては、毎年町民の皆様のご理解をいただき、ありがとうございます。

今年も申告時期になりましたので、申告書をお送りします。この手引きをよくお読みになり、受付期間内に申告書を提出していただきますようお願いいたします。

申告書が届いた人で前年中に所得がなかった場合でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険・児童扶養手当の認定等、様々な所得判定の課税係資料になりますので、必ずご提出ください。

◎申告の方法

町の申告会場に来場される場合は、別紙日程表をご覧のうえ申告に必要なものを持参してください。郵送で申告される場合には、必要事項を記入し、申告に必要なもの(所得・控除で該当するものの根拠となる書類)のコピーを同封のうえ郵送してください。

※ 添付書類が確認できない場合は、控除が認められません。また、郵送で提出された添付書類は返却できませんのでご了承ください。

◎申告の期限 令和6年3月14日

◎提出先・問合せ先

大刀洗町役場 税務課 町民税係
電話77-0172 内線142, 143

※この手引き及び申告書は、令和5年12月に作成したものです。税法の改正により一部変更になることがあります。

6. 生命保険料控除額の計算方法

①新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)にかかる控除額の計算

新生命保険、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額

支払った保険料の合計額	生命保険料控除額
1円～12,000円	支払保険料の全額
12,001円～32,000円	支払保険料の全額 × 0.5 + 6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料の全額 × 0.25 + 14,000円
56,001円以上	28,000円(限度額)

②旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)にかかる控除額の計算

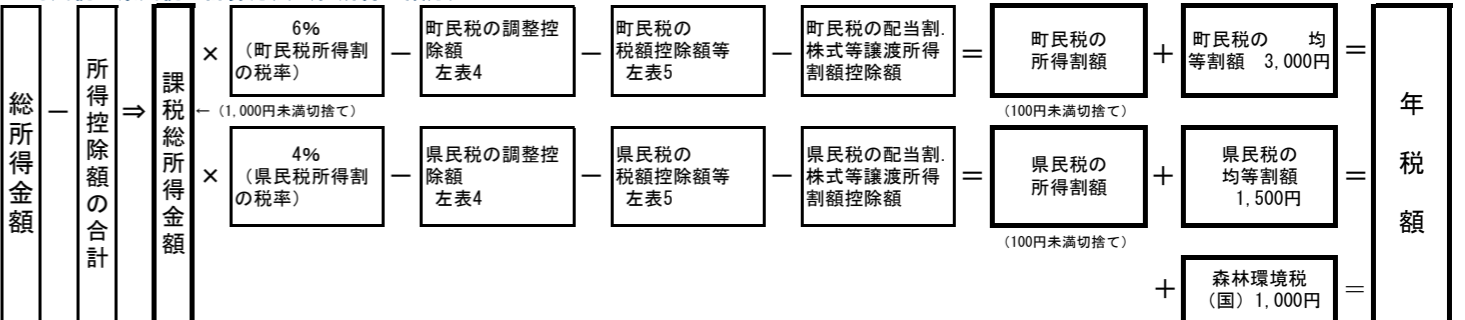
旧生命保険料、旧個人年金保険料の控除額

支払った保険料の合計額	生命保険料控除額
1円～15,000円	支払保険料の全額
15,001円～40,000円	支払保険料の全額 × 0.5 + 7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料の全額 × 0.25 + 17,500円
70,001円以上	35,000円(限度額)

③旧契約と新契約の両方の合計額で申告する場合は、上限28,000円が所得控除限度額となります

※生命保険料控除額は、上記の①から③による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。なお、この合計額が7万円を超える場合には、生命保険料控除額は7万円となります。

町民税・県民税の計算方法(総所得金額分)



(令和5年分) 町民税・県民税申告の手引き

◇町民税・県民税の申告をしなければならない人
令和6年1月1日現在、大刀洗町に居住している人。ただし、下記の「所得税の確定申告をしなければならない人」に該当する場合は所得税の申告をしてください。その場合は町民税・県民税の申告は不要です。

◇町民税・県民税の申告をしなくてもよい人

1 令和5年中の所得が給与所得のみで、勤務先から当町に年末調整された給与支払報告書が提出されている人
2 令和5年中の所得が公的年金等に係る所得のみで、支払者から当町に公的年金等支払報告書が提出されている人で、確定申告の必要がなく、各種控除(社会保険料控除、生命保険料控除等)を受けない人

◇所得税の確定申告をしなければならない人

所得税を納める必要がある人、所得税の還付を受けられる人は、税務署で確定申告をしてください。
なお、確定申告でご不明な点につきましては、久留米税務署(〒830-0037 久留米市諏訪野町2401-10 電話0942-32-4461)にお問い合わせください。
(例1) 事業を営んでいる人で、所得金額が所得税の所得控除金額を超える人
(例2) 年金収入のある人で、所得税を源泉徴収されていて、各種控除(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等)により所得税の還付を受けられる人
(例3) 給与・年金・外交員報酬その他複数の収入がある人
(例4) 土地・建物・株式等の譲渡があった人
※ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は不要です。
この制度に該当する場合でも、公的年金以外の所得のある方や各種控除を町県民税に反映させたい方は、町民税・県民税の申告が必要となります。

7. 地震保険料控除額の計算方法

	支払った保険料の合計額	地震保険料控除額
地震	支払保険料 × 0.5	25,000円(限度額)
	1円～5,000円	支払保険料の全額
旧長期	5,001円～15,000円	支払保険料 × 0.5 + 2,500円
	15,001円以上	10,000円(限度額)

※地震と旧長期の両方がある場合には、それぞれの控除額を合計した額となります(最高限度額25,000円)。地震と旧長期の両方を含む一つの契約がある場合は、選択により一方の区分にのみ該当するものとします。

8. 扶養控除額一覧

	控除の区分	控除額
扶養親族の合計所得金額が48万円以下の人	一般の扶養親族	33万円
	昭和29年1月2日～平成13年1月1日生 平成17年1月2日～平成20年1月1日生	
	特定扶養親族 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生)	45万円
	老人扶養親族 (昭和29年1月1日以前生)	同居老親等 同居老親等以外

※「非居住者」(国外に居住している人)で30歳以上70歳未満の人(昭和29年1月2日～平成6年1月1日生)は、条件があり証拠書類が必要です。

①留学生、②障害者、③38万円以上上送り

控除の一覧 ※控除額については別紙を参照してください。

⑬社会保険料控除

あなたが、あなたと生計を一にする親族のために負担した国民健康保険やその他の健康保険、雇用保険、国民年金、介護保険料等。給与・年金で天引きされた保険料は、本人以外は控除の対象とすることはできません。なお、国民年金及び国民年金基金は、「控除証明書」の添付義務があります。

⑭小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法の規定による共済掛金や確定拠出年金の掛金は、その金額を控除できます。

⑮生命保険料控除

あなたが支払った一般の生命保険料・個人年金保険料等があるとき。

⑯地震保険料控除

あなたが支払った地震保険料(平成18年12月31日までに締結された長期損害保険料も含む)があるとき。

⑰寡婦控除

⑧ひとり親控除に該当しない合計所得金額が500万円以下の女性で、下記のいずれかに該当する人。

- ①夫と離婚した後婚姻していない人で、子以外の扶養親族がいる人
- ②夫と死別した後婚姻していない人(または夫の生死が明らかでない人)

⑱ひとり親控除

あなたがひとり親で、生計を一にする子があり、かつ所得の合計額が500万円以下のとき。 ※住民票で「夫(未届)」「妻(未届)」の人は該当しません。

⑲勤労学生控除

あなたが学生または生徒で合計所得金額が75万円以下(そのうち給与所得以外の所得が10万円以下)のとき。

⑳障害者控除

あなたやあなたの扶養親族が、障害者のとき。控除額 一般の障害者26万円・特別障害者30万円・同居特別障害者加算53万円 ※特別障害者 身体障害者手帳の1級・2級、療育手帳のA、精神障害者保健福祉手帳の1級、要介護認定4,5級に該当する人など。同居特別障害者:同居を常としている扶養親族である特別障害者。

㉑配偶者控除

あなたと生計を一にする配偶者の所得の合計額が48万円以下のとき。

㉒配偶者特別控除

あなたの所得の合計額が1,000万円以下で、配偶者の所得の合計額が48万円超 133万円以下のとき。

㉓扶養控除

あなたと生計を一にする親族で、所得の合計額が48万円以下のとき。

㉔基礎控除

一律に差し引く控除。納税者の合計所得金額2,400万円以下で48万円ですが、3段階で減り、2,500万円超で0円となります。

㉕雑損控除

災害や盗難、横領により、住宅・家財など生活用資産に損害を受けた場合、控除を受けることができます。控除額は次のいずれか高い方の金額です。①(損害金額－保険等により補てんされる金額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出の金額－5万円

㉖医療費控除

次の(1)または(2)の選択ですが、変更はできません。

(1)従来の医療費控除 (医療費の支払金額－保険金等の補てん額)－(10万円または「総所得金額等×5%」の少ない方の金額) ※ 限度額200万円

(2)セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) (スイッチOTC医薬品の購入費用－保険金等の補てん額)－12,000円

※ 限度額 88,000円 次の①と②の書類を持参してください。

- ① 健康の保持増進及び疾病予防のための「一定の取組」(予防接種や健康診断等の領収書又は結果通知)の添付。
- ②スイッチOTC医薬品を購入したレシートや領収書等。「セルフメディケーション税制の明細書」の提出が必要ですが、領収書は自宅で5年間保存です。

申告書の書き方

令和 年度 町県民税・国民健康保険税申告書

受付		行政区・世帯番号		— —	
現住所	福岡県三井郡大刀洗町大字 富多819番地		業種又は職業	農業	
大刀洗町長 様	1月1日現在の住所		電話番号	090-@@@-****	
提出年月日	同上		個人番号	123456789012	
年 月 日	フリガナ	タチアライタロウ	生年月日	世帯主の氏名	続柄
	氏名	大刀洗 太郎	明・大 平・令 40・3・4	大刀洗 一郎	父

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬	社会保険の種類	支払った保険料	円		
社会保険料控除	社会保険料	40,000	円		
	国民健康保険税	200,000	円		
	介護保険料	30,000	円		
合計		270,000	円		
⑭	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円		
生命保険料控除	円	120,000	円		
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円		
	円	120,000	円		
介護医療保険料の計		円	円		
円		80,000	円		
⑯	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円		
円		円	円		
⑰～⑲	基礎控除	ひとり親控除	勤労学生控除		
⑰ <input type="checkbox"/> 基礎控除		⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名)	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除		
⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 未帰還					
⑳	障害者控除	障害の程度	級度		
障害者控除	1	氏名	太郎		
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0			
障害者控除	2	氏名	花子		
	個人番号	4 2 4 4 5 6 7 4 0 1 0 4			
㉑～㉒	配偶者	タチアライ ハナコ	生年月日	明・大 平 41・8・22	
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者		氏名	大刀洗 花子	配偶者の合計所得金額	0 円
配偶者		個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	
㉓	扶養親族	氏名	太郎	生年月日	明・大 平 15・1・8
扶養親族控除	1	氏名	太郎	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居
	個人番号	1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3		続柄	父
扶養親族控除	2	氏名	翔太	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居
	個人番号	4 2 4 4 5 6 7 4 0 1 0 4		続柄	子
扶養親族控除	3	氏名		同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居
	個人番号			続柄	
扶養親族控除	4	氏名		同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居
	個人番号			続柄	
別居の扶養親族等がある場合には、表面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計	90 万円		

16歳未満の扶養親族(控除対象外)	①	氏名	太郎	生年月日	明・大 平 2・9・4	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	続柄	子
	個人番号	7 8 9 0 7 8 9 0 7 8 9 0							
	氏名			生年月日	平	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居	続柄	
氏名			生年月日	平	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居	続柄		
氏名			生年月日	平	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居	続柄		
個人番号									

別居の扶養親族等がある場合には、表面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉕	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
		円	円	円
㉖	医療費控除	支払った医療費	保険金などで補填される金額	
		円	円	

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
		農業	イ	4,250,000
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	400,000
雑	公的年金等	キ		
	業務	ク		
	その他	ケ		
	短期	コ		
総合譲渡	長期	サ		
	一時	シ		

2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	1,650,000
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	0
雑	公的年金等	⑦		
	業務	⑧		
	その他	⑨		
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩		
	総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫	1,650,000	

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	270,000
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	70,000
	地震保険料控除	⑯	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	
	勤労学生、障害者控除	⑲～㉑	
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	330,000
	扶養控除	㉓	900,000
	基礎控除	㉔	430,000
	⑬から㉔までの計	㉕	2,000,000
雑損控除	㉖		
医療費控除	区分 <input type="checkbox"/> ㉗		
合計(㉕+㉖+㉗)	㉘	2,000,000	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与所得以外の町県民税の納税方法

<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収)	<input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)
--	--------------------------------------

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

所得の一覧

営業等

販売業・製造業・修理業・サービス業・建設業・医師・弁護士・外交員・画家・大工・ホステスなど、農業以外の事業から生じる所得

農業

農産物の生産・果実の栽培などから生じる所得

不動産

地代・家賃・借地権等の更新料などによる所得

利子

公社債および預貯金の利子等の所得(源泉分離課税分を除く)

配当

株式および出資の配当金等の所得(総合課税の場合は配当控除の適用あり)。 ※上場株式等の配当所得については申告不要・総合課税・申告分離課税を選択できます。

給与

給与・賃金・賞与・アルバイト収入等の所得。

雑<公的年金>

国民年金・厚生年金・恩給(一時所得を除く)等の所得。 ※遺族年金・障害年金は非課税なので、記入不要です。

雑<業務>

副業の所得を計算してください。

雑<その他>

他の所得のいずれにも該当しない所得。

総合譲渡

土地・建物等以外の資産を売った場合に生じる所得。売却した資産の保有期間が5年を超える場合は「長期」、5年以内の場合は「短期」となります。

一時

賞金・懸賞当選金・満期生命保険金等の所得。

※山林所得・退職所得・譲渡所得等については、確定申告が必要な場合が多いので、該当する方は、久留米税務署 電話(0942)32-4461にご相談ください。

～所得金額の求め方～

- ①営業等所得 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除額
- ②農業所得 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除額
- ③不動産所得 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除額
- ④利子所得 = 収入金額
- ⑤配当所得 = 収入金額 - 株式等を取得するための負債利子
- ⑥給与所得 = 別紙の給与所得の計算方法により算出してください。
- ⑦雑所得 公的年金等 = 別紙公的年金等の所得の計算方法により算出してください。

業務 = 収入金額 - 必要経費
その他 = 収入金額 - 必要経費

- ⑪総合譲渡・一時所得 総合譲渡所得 短期 = 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 長期 = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) ÷ 2 一時所得 = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) ÷ 2

※添付書類は、申告書に貼らずに提出(同封)してください。 また、年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの場合は、内容の記入は不要です。申告書に氏名・現住所・電話番号のみを記入・押印し、源泉徴収票等のコピーを提出(同封)してください。 添付書類は、自宅で5年間保存しておいてください。